

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第 4 回
定時株主総会 || 招集ご通知

日時：平成24年6月25日(月曜日)午前10時

場所：ザ・プリンス パークタワー東京

地下2階 ボールルーム

東京都港区芝公園四丁目8番1号

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 取締役賞与の支給の件

淡水色 usumizuiro



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

世界随一の 小売サービス業グループの 実現に向けて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期につきましては、わが国に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復興という難局のもとでのスタートとなりました。しかしながら、このような状況にあっても、私たちは、お客さま一人ひとりと向き合い、当社グループならではの「上質な商品とサービスを心地良い環境やおもてなしの中でご提供することで、お客さま満足の向上に努めてまいりました。」

昨年4月1日をもちまして、株式会社三越と株式会社伊勢丹が合併し株式会社三越伊勢丹となったことで、平成20年4月の経営統合以来の一連の事業再編は概ね完了いたしました。今後当社グループは、具体的な統合効果をさらに顕在化させることで、株主の皆様への提供価値を高めていく所存でございます。

消費を取り巻く環境は引き続き厳しく、業種・業態を超えた競争もより激しくなるものと思われませんが、当社グループは、常にお客さまのご期待を上回る新たな価値を創造し続けることで、グループビジョンである「世界随一の小売サービス業グループ」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



代表取締役会長執行役員
石塚 邦雄

代表取締役社長執行役員
大西 洋



グループスローガン

向きあって、その先へ。

グループの姿勢

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- ・お客さま一人ひとりと向きあいます。 ご要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- ・仲間たちと向きあいます。 学びあい、磨き合い、新たな価値を創造します。
- ・株主の皆さまと向きあいます。 公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- ・パートナーの皆さまと向きあいます。 顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- ・地域、社会、地球と向きあいます。 ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

グループビジョン

「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、
 お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、
 お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、
 高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となる。

目次

ごあいさつ	1	連結株主資本等変動計算書	39	監査役会 監査報告書 謄本	45
三越伊勢丹グループ企業理念	2	連結計算書類に係る 会計監査人の 監査報告書 謄本	40	事業系統図<ご参考>	46
●第4回定時株主総会招集ご通知	3	貸借対照表	41	●株主総会参考書類	47
●株主総会招集ご通知 添付書類		損益計算書	42	●トピックス	57
事業報告	5	株主資本等変動計算書	43	●株主メモ	69
連結貸借対照表	37	会計監査人 監査報告書 謄本	44	●株式に関するお知らせ	70
連結損益計算書	38				
連結キャッシュ・フロー 計算書の要旨<ご参考>	38				

招集ご通知

株 主 各 位

(証券コード 3099)

平成24年5月31日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役会長執行役員 石塚 邦雄

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第4回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら47頁から54頁に記載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成24年6月22日(金曜日)午後8時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の「議決権行使書」用紙に賛否をご表示され、上記の行使期限までに到達するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

パソコンから議決権行使サイト<http://www.evote.jp/>にアクセスしていただき、同封の「議決権行使書」用紙に表示されたログインID、仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。詳細は55頁から56頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものいたします。

敬具



記

1. 日 時 平成24年6月25日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園四丁目8番1号
ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第4期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第4期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役賞与の支給の件

以 上

<お願い>

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は会場にご入場いただけませんのでご注意ください。

<お知らせ>

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<http://www.imhds.co.jp>）に記載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- 修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ホームページ（<http://www.imhds.co.jp>）にて修正後の内容を掲載いたします。なお、修正がない場合は掲載いたしておりません。

事業報告 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、昨年3月11日に発生した東日本大震災や原発事故に起因する電力不足等の影響で、一時は消費や生産が大きく落ち込みましたが、その後、徐々に経済活動に復調の動きが見られ、消費も一部で回復に向かいました。しかしながら、欧州債務危機による世界経済の下振れ懸念や、長引く円高の影響等もあり、全体としては極めて不透明な状況が続きました。

また、小売業界におきましては、消費環境の一部に改善の兆しも見られましたが、業種・業態を越えた競争はさらに激しさを増しており、総じて厳しい状況が続きました。

こうした中で、当社グループは、百貨店事業会社ならびに関連グループ各社が有する強みと経営資源を最大限に活かすことで、営業力の強化と業務効率の向上に取り組み、グループビジョンに掲げる「世界随一の小売サービス業グループ」の実現を目指してまいりました。

百貨店業

百貨店業では、株式会社三越と株式会社伊勢丹が、昨年4月1日付で合併し株式会社三越伊勢丹となりました。

新たなスタートを切った三越伊勢丹は、まず首都圏



店舗を中心に、商品の企画・調達に関わる改革を推進しお客さま満足の上昇に努めました。具体的には、婦人服や婦人雑貨および紳士服の分野におきまして、素材メーカーや縫製工場等の協力のもと、独自性の高い

商品を開発し、その販売までを自らの手で一貫して手掛ける業務フローを構築することで、お客さまの求める価値の創造に努めまし



伊勢丹新宿本店



た。また、今まで伊勢丹の限定商品でありました「オンリー・アイ」

を、三越伊勢丹グループの企画商品「オンリー・エムアイ」へと発展させることで、グループ店舗のお客さまに、独自性の高い商品やサービスを幅広くご提案いたしました。さらに、日本のモノづくりを紹介するプロジェクト「ジャパン センスイズ (JAPAN SENSES)」におきましては、世界に誇れる日本の美意識・技・伝統を見つめ直し、現在のライフスタイルに進化した新たな価値を多



三越日本橋本店

数ご紹介いたしました。

そのような中で、三越銀座店は増床リニューアル後、昨年9月で1年を経過いたしました。同店では、銀座にこだわった商品やサービスを「銀座スタイル」という新しいスタイルでご提案することで、来店顧客の年代層が広がるなど、売上高等は堅調に推移しております。また、昨年10月と本年3月には、株式会社松屋の銀座本店との共同イベント「ギンザ・ファッションウィーク」を開催し、魅力あふれる旬なスタイルを銀座から発信するなど、銀座地域全体の集客力を高める新たな企画にも積極的に取り組んでおります。



三越銀座店



婦人ファッション

さらに、昨年5月には、西日本旅客鉄道株式会社との合併会社である株式会社ジェイアール西日本伊勢丹が、JR大阪駅の「ノースゲートビルディング」に、「JR大阪三越伊勢丹」をオープンいたしました。同店におきましては、より多くのお客さまに新たな発見やお買物の楽しさを味わっていただくことで感動あふれる百貨店の実現を目指しております。

また、地方店舗につきましては、当社グループの自主運営売場である「ユニットショップ」の導入等の効果

的な施策推進により、地方店舗全体の売上高等は堅調に推移しております。

なお、当社グループでは、一昨年より、地方店舗の百貨店事業を分社化し地域に密着した最適な営業施策が推進できる体制の構築を進めておりますが、札幌地区では、昨年4月1日付で、株式会社札幌丸井今井と株式会社札幌三越が合併し株式会社札幌丸井三越となりました。

次に、東日本大震災により被災した仙台三越の状況につきましてご報告申し上げます。仙台三越は、東日本大震災の直後より食品を中心に一部で営業を継続いたしました。昨年4月28日には全館で営業再開を果たしております。また、仙台三越の小型店舗であります三越石巻につきましては、建物に甚大な被害を受け営業継続が困難となりましたが、地域の皆様の復興への強い想いに後押しされ、市役所内の臨時店舗での営業を経て、本年3月8日に石巻市立町にて移転再開を果たすことができました。今後も仙台三越は、地域の皆様の生活に密着することで復興支援の一翼を担ってまいります。

一方、海外の百貨店業につきましては、中国・東南アジア地域におきまして市場の開拓と深耕を図っておりますが、昨年11月で開業1周年となったシンガポールのセラングーン店が計画を上回る売上高で推移するな



紳士ファッション

ど、海外店舗全体として売上高等は堅調に推移いたしております。

なお、三越新宿アルコット店につきましては、同ビルを外部に一括賃貸することに伴い、本年3月末日をもちまして営業終了いたしました。同店の営業終了に伴うご不便を深くお詫びいたしますとともに、これまでのご支援、ご愛顧に心よりお礼申し上げます。

以上のような取り組みの結果、百貨店業の売上高は1兆1,281億円余、前年同期比99.1%、営業利益は

180億円余、前年同期比129.1%となりました。なお、平成23年4月1日付で三越の通信販売事業部を分社化し株式会社三越伊勢丹通信販売といたしました。その結果、従来百貨店業に区分しておりました三越の通信販売事業部の実績は、小売・専門店業に含めることといたしました。従いまして、当連結会計年度の百貨店業の前年同期の数値には、三越の通信販売事業部の実績が含まれております。

クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業につきましては、お客さまの利便性をより高めるとともに、収益力の高い経営基盤の構築に向けて、カード・保険・友の会事業に関するグループ運営体制を整備いたしました。

株式会社エムアイカードにおきましては、同社の発行するグループカードが、当社グループ全体で共通のサービスを提供できる体制となったことで、三越・伊勢丹・岩田屋・丸井今井を買いまわりされるお客さまが増えるなどの具体的な成果が上がっております。さら

に、昨年11月より、お客さまの利便性向上とさらなる会員さまの増加に向け、アメリカン・エキスプレス付のカードの発行を開始しております。



エムアイカード

また、お客さまの様々な生活場面においてお役に立つことを目指すトータル・ライフ・アテンダント事業におきましては、保険・

資産運用・相続等のご相談をお受けする「フィナンシャルジュブラザ」等を通じ、お客さまとの深く長い関係づくりに努めております。



エムアイ友の会カード

他方、グループ全体の友の会運営事業につきましても、同社の子会社である株式会社エムアイ友の会に一元化するとともに、友の会のお買物カードのご利用範囲を通販分野に広げるなど、お客さまの利便性向上に努めております。

このような中で、クレジット・金融・友の会業の売上高は285億円余、前年同期比124.2%、営業利益は26億円余となりました。

なお、前年同期はグループカード発行にかかる一時費用の発生等により営業赤字となりましたが、当連結会計年度はカード会員の拡大による外部利用手数料収入の増加等で増収増益となり黒字化いたしました。

小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、昨年4月1日付で、スーパーマーケット業を営む株式会社クイーンズ伊勢丹と食品製造・卸売業を営む株式会社二幸が合併し株式会社三越伊勢丹フードサービスとなりました。同社では食品の販売・製造・卸売に係わる業務において双方のノウハウを活かすことで効率化と商品力向上に取り組んでおります。

また、クイーンズ伊勢丹では、品質を追求した「グリーンQ」をはじめ、食の安心・安全・健康を重視した質の高い品揃えを実現し地域のお客さまにご満足をいただいております。

なお、株式会社三越伊勢丹通信販売におきましては、昨年10月から会員制食品宅配サービス「三越伊

勢丹エムアイデリ」を開始するなど、当社グループ独自の品揃えや運営基盤を活かすことで、質の高いサービスをご提供しております。

以上の取り組みの結果、小売・専門店業の売上高は876億円余、前年同期比168.0%、営業利益は3億円余、前年同期比610.3%となりました。なお、当連結会計年度の小売・専門店業の数値には、従来百貨店業に区分しておりました三越の通信販売事業部の実績が含まれております。



クイーンズ伊勢丹

不動産業

不動産業につきましては、株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントが、LED照明の導入等でグループ全体の消費エネルギーの削減を図るとともに、各店舗において防災体制の構築に取り組みました。

なお、不動産業は、前年同期に株式会社三越環境デ

ザインが三越銀座店の増床リモデル工事を受注し売上額を計上していたこともあり、当連結会計年度につきましては、売上高は238億円余、前年同期比81.5%、営業利益は9億円余、前年同期比57.0%となり減収減益となりました。

その他

その他に関しましては、情報処理サービス業の株式会社三越伊勢丹システム・ソリューションズ、物流業の株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポート、人材サービス業の株式会社三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ等の営業支援機能を担うグループ各社が、生産

以上の結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,399億円余、前年同期比101.6%、営業利益は238億円余、前年同期比216.8%、経常利益は384億円余、前年同期比141.9%となりました。なお、当期純利益は588億円余となり前年同期と比べ562億円余の増加となりました。

また、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの株式会社三越伊勢丹の売上高は6,378億円余、前年同期比98.6%、営業利益は165億円余、前年同期比149.8%となっております。なお、株式会社三越伊勢丹の前年同期の数値には、三越の通信販売事業部の実績を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は192億円余となりました。その主なものは、三越伊勢丹グループ各店の改修工事等で121億円余でございます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、当社において金融機関から合計133億円の長期借入を行いました。

性の高い業務基盤の構築に取り組みました。

その結果、売上高は753億円余、前年同期比88.6%、営業利益は16億円余、前年同期比76.4%となり、グループ各社の経費削減に伴う受託業務の減少等で減収減益となっております。

(4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、世界経済の動向や株安・円高を受けた国内経済の先行き不安、また税制改正の動向等が消費者心理にマイナスの影響を与えられると思われまます。さらに、少子高齢化の進展や業態間の競争激化等の状況を踏まえますと、当社グループを取り巻く環境は引き続き厳しいものと認識しております。

しかしながら、こうした厳しい時期にあつてこそ、チャレンジを継続し独自性の高い新たな価値をお客さまにご提供し続けることで、真にお客さまから選ばれる「マイデパートメントストア」となることを目指してまいります。

その実現に向けて当社グループは、以下の3つの基幹戦略に取り組んでまいります。

1. 顧客接点の拡大と充実
2. 生産性の高い顧客接点の再構築
3. グループリソースを活用するための基盤強化

基幹戦略の第1番目の「顧客接点の拡大と充実」につきましては、今現在、4つの具体的な取り組みを推進しております。

一つ目は、当社グループの根幹を担う三越日本橋本店、三越銀座店、伊勢丹新宿本店の首都圏基幹3店舗のリニューアルです。

私どもが考える百貨店のあるべき姿とは、『ライフスタイルの創造』、『新しい価値提供の継続』、『お客さまにとってのマイストア化』が具現化された百貨店であると考えております。首都圏基幹3店舗につきましては、この百貨店のあるべき姿が実現し、高い価値をお客さまにご提供する百貨店として業界のシンボルとなることを目指しております。

3店舗のうち、三越銀座店につきましては、先にご報告のとおり、一昨年9月に増床リニューアルを完了いたしました。今後は、来年春までに伊勢丹新宿本店を、また、その後に三越日本橋本店のリニューアルに取り組んでまいります。

伊勢丹新宿本店につきましては、今現在も、高感度で独自性の高い商品を魅力あふれる仕掛けで展開する「世界最高レベルのファッションストア」であります。お客さまの価値観の変化とニーズの多様化に一段ときめ細かく対応し、新たな価値を提供し続けていくために「世界最高のファッションミュージアム」へと進化してまいります。

具体的には、地下2階および地上1階から4階を改装いたしますが、各フロアの中には「パーク」と呼ぶ情報発信スペースを設け、話題性の高いイベント等で新たな価値をご提案するとともに、フロア全体の回遊性も高めてまいります。また、魅力的な商品による視覚アプローチだけでなく、音楽、喫茶、香り等で“五感に訴える環境空間”を構築してまいります。

このような取り組みにより、リニューアル後の新たな伊勢丹新宿本店は、お客さまがファッションを感じ“お買物を目的に集う場所”であるとともに、お買物の目的だけでなくお客さまが“自然に集う魅力的な場所”に生まれ変わってまいります。

二つ目といたしましては、お客さまの生活行動圏に深く入り込み、グループのノウハウを活かした商品やサービスをご提供することで、当社グループをさらに便利に、身近にご利用いただける環境を整えてまいります。

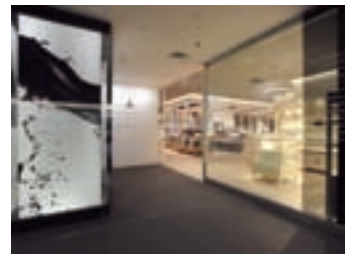
具体的には、利便性の高い駅ビル等の外部商業施設に、当社グループが強みを持つ商品分野に特化し、150～200平米の小型店舗を展開してまいります。その第1号店としては、本年3月6日にルミネ新宿2に「イセタン ミラーメイク&コスメティクス (ISETAN MIRROR Make&Cosmetics)」をオープンいたしました。同店では、ラグジュアリーコスメ分野に強い伊勢丹新宿本店の販売ノウハウや商品調達力を活かし、国内外約20の高級グローバルブランド化粧品や化粧品関連雑貨等を、ブランドの枠を超えた新しい販売手法でご提供してまいります。



イセタン ミラーメイク&コスメティクス

今後このような小型店舗を、首都圏の駅ビル等の外部商業施設を中心に数年間で20～30店舗展開し、その後も全国へさらなる多店舗化を計画しております。

また、本年4月20日には、羽田空港国内線第1旅客ターミナル内に、「イセタン ハネダ ストア (ISETAN HANEDA STORE)」をオープン



イセタン ハネダ ストア

いたしました。同店では、紳士雑貨・用品およびフーズギフト・カフェならびにビジネスマン向けサービスを中心に、空港でより充実した時間を過ごす旅のスタイルをご提案しております。

さらに、三越と伊勢丹のオンラインショッピングシステムは、来春を目処に統合し、その基盤を活かしてWEBや通信販売等のダイレクト事業を強化してまいります。

三つ目といたしましては、お客さまとの日常的な接点をさらに拡充するため、先にご報告の食品宅配サービスを展開するとともにスーパーマーケット事業を強化してまいります。

スーパーマーケット事業につきましては、本年6月に、埼玉県ふじみ野市に「クイーンズ伊勢丹ふじみ野店」をオープンする予定でございます。今後も出店場所・条件等を精査し、新規出店を積極的に検討してまいります。



マレーシア・ワンウータマ店



中国・天津2号店(完成後のイメージ)

四つ目といたしましては、成長著しい東南アジア・中国において、同一エリアに基幹店を中心に複数の中小型店舗を展開するドミナント戦略を推進し、効率的かつ広範に商圈をカバーすることで事業拡大を図ってまいります。

マレーシアでは、本年5月に、クアラルンプール市近郊のショッピングセン

ター内に、ワンウータマ店をグランドオープンいたしました。同国におきましては、この出店により4店舗の体制となり、首都クアラルンプールの商圈を広範にカバーすることで伊勢丹ブランドの存在感を高めてまいります。

また、中国におきましても、本年秋に、国家プロジェクトとして開発が進む「濱海新区」内の近代サービス産業区に、天津市で2店舗目となる百貨店を開業の予定でございます。

続きまして、基幹戦略の第2番目の「生産性の高い顧客接点の再構築」につきましては、先にご報告の通り、首都圏店舗を中心に取り組んでいる商品の企画・調達に関わる改革を推進してまいります。この取り組みは、百貨店業界の課題であります取引先依存を脱却し百貨店のあるべき姿を取り戻すための取り組みでもあります。

具体的には、買取商品の拡大や取引先との協業等により取引関係を改善することで利益率の向上と経費削減を図るとともに、お客さまへの適時適品のご提供を実現してまいります。さらに、この取り組みは、社内におけるチャレンジ風土の醸成や人材の育成も期待できると考えております。

また、国内グループ百貨店における取り組みとして、各店の品揃えや業務オペレーションを標準化した自主運営売場の「ユニットショップ」や、お客さまに新しいライフスタイルをご提案する編集ショップ等が、売上高や利益面において成果を上げており、今後もさらに拡大することでお客さまのご満足の向上とグループ店舗の収益の向上を図ってまいります。

最後に、基幹戦略の第3番目の「グループリソースを活用するための基盤強化」におきましては、グループ共通の情報基盤であるカード事業の拡充を図ってまいります。



当社のグループカードであります「エムアイカード」の会員数と取扱高は着実に増加を続けており、特に、百貨店以外での外部利用は当社のグループ収益に大きく貢献しております。

今後につきましても、引き続き会員数と取扱高の増加を図るとともに、カードから得られる顧客情報をグループ全体で一元管理し分析できるシステム基盤を整備してまいります。また、その情報を商品・サービスの開発に活かすとともに、店舗展開や新規事業への取り組みに

も繋げていくことで、グループ戦略が強力に推進できる経営基盤を構築してまいります。

当社グループは、以上、3つの基幹戦略を着実に推進することで、持続的・永続的な成長を遂げてまいります。また、株主の皆様には、企業価値の向上を図ることで提供価値を高めてまいる所存でございます。

皆様の日頃のご支援とご愛顧に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注記)1	合計	調整額 (注記)2	連結計算書類 計上額 (注記)3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	小売・ 専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,127,542	12,729	73,072	11,876	1,225,221	14,699	1,239,921	—	1,239,921
セグメント間の内部売上高 又は振替高	618	15,819	14,597	11,935	42,971	60,607	103,578	△103,578	—
計	1,128,161	28,549	87,670	23,811	1,268,193	75,306	1,343,500	△103,578	1,239,921
セグメント利益	18,068	2,663	375	900	22,007	1,647	23,654	179	23,834
セグメント資産	1,129,198	226,267	24,548	58,991	1,439,005	33,141	1,472,146	△244,199	1,227,947
その他の項目									
減価償却費	16,544	2,629	657	530	20,362	3,956	24,319	△300	24,018
減損損失	7,617	—	14	—	7,632	—	7,632	—	7,632
持分法適用会社への投資額	34,516	—	2,875	14,375	51,766	58	51,825	—	51,825
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	13,838	1,709	794	79	16,422	3,177	19,599	△356	19,243

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2. 調整額は以下の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額179百万円は、セグメント間振替であります。

(2)セグメント資産の調整△244,199百万円は、セグメント間振替であります。

(3)減価償却費の調整額△300百万円は、セグメント間振替であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△356百万円は、セグメント間未実現利益であります。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産の減価償却方法に関して、当連結会計年度より、器具及び備品等を定額法に変更することといたしました。

この変更に伴い、従来の方法による場合と比較して、セグメント利益は、百貨店業は1,178百万円、小売・専門店業は112百万円増加しております。

■国内百貨店業の売上高

会社別・店別		金額(百万円)	構成比(%)	前年比(%)
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	165,220	25.9	80.4
	三越銀座店	57,546	9.0	128.8
	三越千葉店	18,388	2.9	96.9
	三越その他	11,304	1.8	98.4
	伊勢丹新宿本店	235,010	36.8	107.1
	伊勢丹立川店	37,695	5.9	105.2
	伊勢丹松戸店	22,053	3.5	100.1
	伊勢丹浦和店	43,398	6.8	103.2
	伊勢丹相模原店	26,476	4.2	100.9
	伊勢丹府中店	20,731	3.2	102.1
	合 計	637,826	100.0	98.6
(株)札幌丸井三越		65,945	—	97.1
(株)函館丸井今井		10,015	—	97.7
(株)仙台三越		33,260	—	116.5
(株)新潟三越伊勢丹		47,447	—	103.1
(株)静岡伊勢丹		20,830	—	98.3
(株)名古屋三越		69,670	—	99.6
(株)広島三越		15,292	—	102.1
(株)高松三越		21,270	—	100.2
(株)松山三越		16,047	—	101.2
(株)岩田屋三越		113,619	—	93.2
※(株)ジェイアール西日本伊勢丹		95,593	—	149.2

(注記) 1. 三越日本橋本店の前年数値には、三越法人外商および通信販売事業部の実績を含んでおります。

2. ※印は当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額(百万円)	構成比(%)	前年比(%)
衣料品	240,608	37.7	98.4
身のまわり品	74,806	11.7	101.6
雑貨	89,411	14.0	100.8
家庭用品	34,937	5.5	99.5
食料品	148,030	23.2	96.3
その他	50,031	7.9	98.0
合 計	637,826	100.0	98.6



(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期	第1期【平成20年度】	第2期【平成21年度】	第3期【平成22年度】	第4期【平成23年度】
		平成20年4月～平成21年3月	平成21年4月～平成22年3月	平成22年4月～平成23年3月	平成23年4月～平成24年3月 ＜当連結会計年度＞
売上高	(百万円)	1,426,684	1,291,617	1,220,772	1,239,921
営業利益	(百万円)	19,582	4,177	10,993	23,834
経常利益	(百万円)	35,052	19,730	27,093	38,452
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	4,683	△63,521	2,640	58,891
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	12.08	△162.51	6.69	149.28
総資産	(百万円)	1,351,633	1,238,006	1,237,775	1,227,947
純資産	(百万円)	489,740	425,120	418,152	468,479
1株当たり純資産	(円)	1,225.85	1,049.09	1,030.60	1,157.37
自己資本比率	(%)	35.17	33.43	32.84	37.18

(注記) 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

② 当社単体の財産および損益の状況の推移

項目	期	第1期【平成20年度】	第2期【平成21年度】	第3期【平成22年度】	第4期【平成23年度】
		平成20年4月～平成21年3月	平成21年4月～平成22年3月	平成22年4月～平成23年3月	平成23年4月～平成24年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	12,058	12,072	8,334	16,091
営業利益	(百万円)	8,628	6,577	3,601	10,502
経常利益	(百万円)	8,491	6,584	3,724	10,592
当期純利益	(百万円)	7,759	6,209	2,728	3,102
1株当たり当期純利益	(円)	20.01	15.89	6.92	7.86
総資産	(百万円)	451,467	458,309	767,846	777,383
純資産	(百万円)	450,534	457,389	456,103	456,675
1株当たり純資産	(円)	1,159.82	1,156.96	1,153.53	1,154.36
自己資本比率	(%)	99.63	99.59	59.26	58.58

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(6) 重要な子会社等の状況(平成24年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹(中国)投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	90.0	中華人民共和国天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国四川省成都市	百貨店業
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	19,150千米ドル	100.0	中華人民共和国遼寧省瀋陽市	百貨店業
イセタン(シンガポール)Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン(タイランド)Co., Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn.Bhd.	20,000千マレーシアリング	51.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・ 友の会業
(株)三越伊勢丹フードサービス	100百万円	100.0	東京都中央区	小売・専門店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	12,000百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	9,426百万台湾ドル	43.5	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。



(7) 主要な事業内容

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業およびその他の5事業を行っております。

(8) 主要な営業所および事業所(平成24年3月31日現在)

① 百貨店業<国内>

	名称	所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	三越千葉店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目6番1号
	伊勢丹新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地の1
	伊勢丹浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	伊勢丹相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号
(株)札幌丸井三越	伊勢丹府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
	丸井今井札幌本店 札幌三越店	北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地 北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井		北海道函館市本町32番15号
(株)仙台三越		宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)新潟三越伊勢丹	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市中区星ヶ丘元町14番14号
(株)広島三越		広島県広島市中区胡町5番1号
(株)高松三越		香川県高松市内町7番1号
(株)松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹	京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地
	JR大阪三越伊勢丹	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番1号

- (注記) 1. 平成23年4月1日付で(株)三越と(株)伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹となっております。
2. 平成23年4月1日付で(株)札幌丸井今井と(株)札幌三越は合併し(株)札幌丸井三越となっております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

トピ
ックス

株主
メニュー
お知らせ
株式
式に

<海外>

名 称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 四川省成都市
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国 遼寧省瀋陽市
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン(タイランド)Co., Ltd.	タイ バンコク市
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

②クレジット・金融・友の会業

名 称	所在地
(株)エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
(株)エムアイ友の会	東京都新宿区歌舞伎町二丁目44番1号

③小売・専門店業

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹フードサービス	東京都中央区豊海町三丁目16号

(注記) 平成23年4月1日付で、(株)二幸と(株)クイーンズ伊勢丹は合併し、(株)三越伊勢丹フードサービスとなっております。

④不動産業

名 称	所在地
(株)三越不動産	東京都千代田区岩本町二丁目1番18号

(9) 従業員の状況 (平成 24年 3月 31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数(名)	前期末比較増減
百貨店業	10,725	761名減
クレジット・金融・友の会業	403	7名増
小売・専門店業	795	206名増
不動産業	338	10名増
その他	1,142	47名減
合計	13,403	585名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

(10) 主要な借入先および借入額 (平成 24年 3月 31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,400
株式会社三井住友銀行	24,400
三菱UFJ信託銀行株式会社	21,000
中央三井信託銀行株式会社	21,000
株式会社日本政策投資銀行	20,000
株式会社みずほコーポレート銀行	1,200

(注記) 平成 24年 4月 1日付で中央三井信託銀行株式会社は住友信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社となっております。

2. 会社の株式に関する事項(平成24年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2)発行済株式の総数

当事業年度末 394,751,494株

前期末比較増減 120,660株増

(注記) 1. うち自己株式数は、220,866株であります。

2. 発行済株式の総数の増加は、当事業年度中における新株予約権の行使によるものであります。

(3)株主数

当事業年度末 157,013名

前期末比較増減 4,326名増

(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,961,700	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,190,600	4.61
財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	8,381,978	2.12
清水建設株式会社	6,200,000	1.57
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.44
三越伊勢丹グループ従業員持株会	5,363,286	1.35
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.34
日本興亜損害保険株式会社	5,189,767	1.31

(注記) 持株比率は自己株式(220,866株)を控除して計算しております。



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第1回 新株予約権	99	1
	第4回 新株予約権	383	3
	第5回 新株予約権	362	3
	第6回 新株予約権	469	3
	第9回 新株予約権	8	1
	第10回 新株予約権	8	1
	第11回 新株予約権	12	1
	第12回 新株予約権	6	1
	第13回 新株予約権	93	2
	第14回 新株予約権	387	3
	第15回 新株予約権	534	5
	第16回 新株予約権	87	1
	第17回 新株予約権	944	6
	取締役(社外)	該当ありません。	
監査役	第15回 新株予約権	64	1

前記の新株予約権の内容は以下のとおりであります。

なお、株式会社三越および株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

■第1回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	3,252個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 325,200株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり116,200円(1株あたり1,162円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成24年6月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は

未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権の内容」(以下、「第1回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約

権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- 1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- 2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- 3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。
株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- 1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約

権の無償での取得が決議された場合

- ①会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ②当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
- ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
- ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
- ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- 1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- 1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- 2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規程または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合
 - ③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合
 - ④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合
 - ⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

■第4回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	6,449個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 644,900株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり156,000円(1株あたり1,560円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成24年6月28日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- 1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

- 2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地



位に就任する場合もしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権の内容」(以下、「第4回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第4回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第4回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約

権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第4回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第4回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第4回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第4回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第4回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

■第5回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	6,356個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 635,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり182,900円(1株あたり1,829円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年8月9日から平成25年8月8日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

- (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失したときまたは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任するときもしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。

- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」(以下「第5回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
 - ② 当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
 - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合

- ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
- ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた当社が認めた場合
- ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。

- (1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「第5回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ①当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
 - ③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた当社が認めた場合
 - ⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと

- (1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「第5回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
 - ①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規定または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合
 - ②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
 - ③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
 - ④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた当社が認めた場合
 - ⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第5回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

■第6回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	7,510個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 751,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり195,200円(1株あたり1,952円)
新株予約権を行使することができる期間	平成21年8月8日から平成26年8月7日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。



・新株予約権の行使条件

第5回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第5回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「平成19年3月31日までに」とあるのは「平成20年3月31日までに」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権の内容」と、「第5回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

■第9回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	86個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 29,240株(新株予約権1個につき340株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり340円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成26年5月31日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

- 1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- 2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。
また、承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されないものとする。
- 3) 平成17年6月1日より前に株式会社三越の取締役、執行役員または監査役(以下、総称して「役員」という。)を任期満了により退任した者は、定年退職その他正当な理由のある場合に限り、当該役員の地位を喪失し

た日から5年間を経過する日まで新株予約権を行使することができるものとする。

・新株予約権の取得条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権を無償にて取得することができる。

■第10回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	114個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 38,760株(新株予約権1個につき340株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり340円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成27年5月31日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第9回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第9回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第9回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第10回新株予約権の内容」と、「平成17年6月1日より前に」とあるのは「平成18年6月1日より前に」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第9回新株予約権の取得条件に同じ

■第11回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	54個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 18,360株(新株予約権1個につき340株)
新株予約権の払込金額	1個あたり506,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり340円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場

合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。

- (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。

・新株予約権の取得条件

新株予約権の取得条項は定めない。

■第12回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	16個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 5,440株(新株予約権1個につき340株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり340円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第11回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第11回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第12回新株予約権の内容」と読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第11回新株予約権の取得条件に同じ

■第13回新株予約権(平成22年2月26日発行)

新株予約権の数(発行時点)	975個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 97,500株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり88,200円(1株あたり882円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成23年4月1日から平成38年2月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれの地位も退任した場合、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」(以下、「第13回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使できる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権を行使できる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合には、相続人は、「第13回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第13回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

①会社法に定める取締役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合

②当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問のいずれかを解任された場合

③当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

④新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

⑥当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。



■第14回新株予約権(平成22年2月26日発行)

新株予約権の数(発行時点)	2,426個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 242,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり88,200円(1株あたり882円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成23年4月1日から平成38年2月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

■第15回新株予約権(平成23年2月15日発行)

新株予約権の数(発行時点)	930個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 93,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり97,000円(1株あたり970円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第15回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第15回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第15回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

■第16回新株予約権(平成23年2月15日発行)

新株予約権の数(発行時点)	1,966個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 196,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり97,000円(1株あたり970円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第16回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第16回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第16回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

■第17回新株予約権(平成24年2月17日発行)

新株予約権の数(発行時点)	2,450個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 245,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり84,500円(1株あたり845円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成25年3月1日から平成40年2月17日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第17回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第17回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第17回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

(2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容は、(1)に記載の第17回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権の内容は、下記に記載の第18回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数(個)	交付者数(名)
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	平成24年2月17日	1円	平成25年3月1日から 平成40年2月17日まで	1,506	17
子会社の取締役	同上	同上	同上	316	3
子会社の執行役員 (子会社の取締役を兼ねている者を除く)	同上	同上	同上	1,180	13

■第18回新株予約権(平成24年2月17日発行)

新株予約権の数(発行時点)	1,496個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 149,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり84,500円(1株あたり845円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成25年3月1日から平成40年2月17日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第18回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第18回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第18回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)



4. 会社役員に関する事項(平成24年3月31日現在)

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役 会長執行役員	石 塚 邦 雄	(株)三越伊勢丹取締役会長執行役員
代表取締役 社長執行役員	大 西 洋	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
代表取締役 専務執行役員	高 田 信 哉	経営戦略本部長
取締役 専務執行役員	太田垣 立 郎	(株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員
取締役 常務執行役員	赤 松 憲	管理本部長
取締役 執行役員	瀬 良 知 也	経営戦略本部人事部長
※1 取締役	畔 柳 信 雄	(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長 ※3 本田技研工業(株)取締役 ※3 (株)池田泉州ホールディングス取締役 ※3 (株)池田泉州銀行取締役 ※3 (株)三菱総合研究所取締役 ※3 東京海上日動火災保険(株)取締役 ※4 三菱重工業(株)監査役
※1 取締役	宮 村 眞 平	三井金属鉱業(株)相談役 パウダーテック(株)取締役会長
※1 取締役	池 田 守 男	(株)資生堂相談役 ※3 東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役 ※3 旭化成(株)取締役 ※3 (株)ワコールホールディングス取締役 学校法人東洋英和女学院理事長・院長 学校法人資生堂学園理事長
常勤監査役	二 瓶 郁 夫	※4 (株)岩田屋三越監査役 ※4 (株)ジェイアール西日本伊勢丹監査役
常勤監査役	小 島 浩 介	※4 (株)札幌丸井三越監査役 ※4 (株)名古屋三越監査役
※2 監査役	北 山 禎 介	(株)三井住友銀行取締役会長 ※3 富士フイルムホールディングス(株)取締役
※2 監査役	飯 島 澄 雄	東京虎ノ門法律事務所弁護士 ※4 北川工業(株)監査役 ※4 (株)商船三井監査役

- (注記) 1. ※1印は社外取締役であります。
2. ※2印は社外監査役であります。
3. ※3印は当該株式会社における社外取締役であります。
4. ※4印は当該株式会社における社外監査役であります。

招集
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ、株式
に関するお知らせ

- 石塚邦雄氏は、平成24年4月1日付で、㈱三越伊勢丹の取締役会長執行役員から同社の代表取締役会長執行役員に地位が異動しております。
- 高田信哉氏は、平成24年4月1日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングスの代表取締役専務執行役員から同社の取締役専務執行役員に地位が異動しております。
- 瀬良知也氏は、平成24年4月1日付で、㈱三越伊勢丹ホールディングスの取締役執行役員から同社の取締役常務執行役員に地位が異動しております。
- 畔柳信雄氏は、平成24年3月31日付で、㈱三菱東京UFJ銀行取締役会長を退任し、同年4月1日付で同社の相談役に就任しております。
- 宮村眞平氏は、平成23年6月29日付で、三井金属鉱業㈱代表取締役会長を退任しております。
- 二瓶郁夫氏は、㈱伊勢丹の経理部長および経理部担当取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 当社は社外取締役の宮村眞平氏と社外監査役の飯島澄雄氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 新任<平成23年6月27日付>

取締役専務執行役員 太田垣立郎
 取締役執行役員 瀬良知也
 常勤監査役 小島浩介

② 退任<平成23年6月27日付>

取締役会長 橋本幹雄
 取締役常務執行役員 小島浩介
 常勤監査役 阿部健一

③ 地位等の異動

平成24年2月1日付で以下の地位の異動がありました。

代表取締役会長執行役員 石塚邦雄(代表取締役社長執行役員)

代表取締役社長執行役員 大西 洋(取締役)

(注記) ()内は異動前の地位

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定額報酬		役員賞与		ストックオプション	
	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外)	11 (3)	142 (32)	6 (—)	56 (—)	6 (—)	79 (—)
監査役 (うち社外)	5 (2)	63 (19)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	16 (5)	206 (51)	6 (—)	56 (—)	6 (—)	79 (—)

- (注記) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
 2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が42百万円(2名)ございます。
 3. スtockオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成24年1月27日開催の取締役会決議で同年2月17日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。



(4) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、株主と役員との利害一致の促進および業績や株主価値の向上にむけたインセンティブ効果の拡大ならびに評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保等を役員報酬制度の基本方針としております。

また、社外取締役3名に取締役会の決議により決定した代表取締役社長執行役員および代表取締役会長執行役員を加えた合計5名の委員により構成され、社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」を設置し、取締役(社外を含む)の指名および報酬等の方針の決定、ならびに個人別の報酬およびその前提となる評価の審議などを行っております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係ならびに主要取引先等特定関係事業者との関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
取締役 畔柳 信雄	(株)三菱東京UFJ銀行は、当社の大株主であります。 当社および当社グループは、(株)三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があり、東京海上日動火災保険(株)との間に保険契約等の取引関係があります。また、当社は、(株)三菱総合研究所の子会社との間にコンサルティング契約等の取引関係があります。 当社グループは、本田技研工業(株)、(株)池田泉州ホールディングス、(株)池田泉州銀行、三菱重工業(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
取締役 宮村 眞平	当社グループは、三井金属鉱業(株)、パウダーテック(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
取締役 池田 守男	当社子会社は、(株)資生堂および(株)ワコールホールディングスの子会社との間に商品等の取引関係があります。 また、当社グループは、東京メトロポリタンテレビジョン(株)、旭化成(株)、学校法人東洋英和女学院、学校法人資生堂学園との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
監査役 北山 禎介	当社および当社グループは、(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。 また、当社グループは、富士フィルムホールディングス(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
監査役 飯島 澄雄	当社グループは、東京虎ノ門法律事務所、北川工業(株)、(株)商船三井との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	畔柳 信雄	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうちすべてに出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	宮村 眞平	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうち 13回に出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	池田 守男	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうちすべてに出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北山 禎介	当事業年度中に開催の監査役会 14回のうち 11回に、また取締役会 14回のうち 11回に出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	飯島 澄雄	当事業年度中に開催の監査役会 14回のうちすべてに、また取締役会 14回のうちすべてに出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等について質問し意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	82百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	18百万円
合計	101百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	272百万円

- (注記) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 非監査業務の内容
当社は会計監査人に対して、非監査業務として、国際財務報告基準の適用検討に係る助言業務その他業務を委託し、その対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、イセタン(シンガポール) Ltd.、イセタン(タイランド) Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhdは当社の会計監査人以外の監査法人(プライスウォーターハウスクーパース)に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1. コンプライアンス体制

「取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 取締役会を取締役会規程に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

2. リスクマネジメント体制

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、かつ運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。



- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 経営戦略会議議事録
 - ④ 計算書類
 - ⑤ 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥ その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定手続規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) グループ理念をグループ企業全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- (3) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

7. 監査役スタッフに関する事項

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制

「取締役および使用人が監査役に報告するための体制
その他の監査役への報告に関する体制」

- (1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

9. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。なお、内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

ト
ピ
ッ
ク
ス

株
主
メ
モ
株
式
に
関
す
る
お
知
ら
せ

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

連結貸借対照表（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	1,227,947
流動資産	260,208
現金及び預金	39,137
受取手形及び売掛金	105,895
有価証券	268
たな卸資産	56,054
繰延税金資産	15,235
その他	47,087
貸倒引当金	△ 3,470
固定資産	967,673
有形固定資産	733,684
建物及び構築物	175,969
土地	536,702
建設仮勘定	3,213
その他	17,798
無形固定資産	48,821
ソフトウェア	13,332
その他	35,488
投資その他の資産	185,167
投資有価証券	84,894
長期貸付金	770
差入保証金	83,406
繰延税金資産	2,335
その他	14,452
貸倒引当金	△ 693
繰延資産	65
社債発行費	65
合計	1,227,947

科目	金額
負債の部	759,467
流動負債	403,089
支払手形及び買掛金	111,791
短期借入金	22,964
コマーシャル・ペーパー	24,000
未払法人税等	3,893
商品券	80,712
繰延税金負債	0
賞与引当金	9,044
ポイント引当金	4,161
商品券回収損引当金	22,886
その他	123,635
固定負債	356,378
社債	24,000
長期借入金	102,300
繰延税金負債	158,769
退職給付引当金	39,602
負ののれん	13,234
その他	18,471
純資産の部	468,479
株主資本	478,754
資本金	50,102
資本剰余金	325,061
利益剰余金	103,823
自己株式	△ 233
その他の包括利益累計額	△ 22,170
その他有価証券評価差額金	△ 5,604
繰延ヘッジ損益	1
為替換算調整勘定	△ 16,567
新株予約権	1,246
少数株主持分	10,648
合計	1,227,947

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	1,239,921	
売上原価	892,133	
売上総利益	347,788	
販売費及び一般管理費	323,954	
営業利益	23,834	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,635	
持分法による投資利益	2,315	
未回収商品券受入益	4,711	
負ののれん償却額	13,234	
その他	5,225	27,122
営業外費用		
支払利息	1,714	
固定資産除却損	1,277	
商品券回収損引当金繰入額	5,713	
その他	3,798	12,503
経常利益	38,452	
特別利益		
関係会社株式売却益	169	
その他	495	664
特別損失		
固定資産売却損	509	
減損損失	7,632	
のれん償却額	1,099	
投資有価証券評価損	54	
事業構造改善費用	3,779	
合併関連費用	379	13,454
税金等調整前当期純利益	25,662	
法人税、住民税及び事業税	3,931	
法人税等調整額	△ 37,879	△ 33,948
少数株主損益調整前当期純利益	59,611	
少数株主利益	719	
当期純利益	58,891	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	57,843
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,940
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 595
現金及び現金同等物の増減額	△ 3,632
現金及び現金同等物の期首残高	56,649
現金及び現金同等物の期末残高	53,017

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

トピ
ックス

株主
メニュー、
株式に
関する
お知らせ

連結株主資本等変動計算書（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,047	325,007	47,693	△ 191	422,556
当期変動額					
新株の発行	55	55			110
剰余金の配当			△ 2,761		△ 2,761
当期純利益			58,891		58,891
自己株式の取得				△ 47	△ 47
自己株式の処分		△ 0		5	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	55	54	56,130	△ 41	56,198
当期末残高	50,102	325,061	103,823	△ 233	478,754

（単位：百万円）

科目	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計			
当期首残高	△ 2,996	19	△ 13,078	△ 16,055	1,083	10,568	418,152
当期変動額							
新株の発行							110
剰余金の配当							△ 2,761
当期純利益							58,891
自己株式の取得							△ 47
自己株式の処分							4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 2,608	△ 18	△ 3,488	△ 6,115	163	80	△ 5,871
当期変動額合計	△ 2,608	△ 18	△ 3,488	△ 6,115	163	80	50,326
当期末残高	△ 5,604	1	△ 16,567	△ 22,170	1,246	10,648	468,479

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

平成24年5月8日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ⑤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ⑤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ⑤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

ト
ピ
ッ
ク
ス

株
主
メ
モ、
株
主
に
関
する
お
知
ら
せ

貸借対照表（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	777,383
流動資産	199,853
現金及び預金	7,923
繰延税金資産	244
短期貸付金	15,996
関係会社短期貸付金	177,718
未収還付法人税等	2,061
その他	1,306
貸倒引当金	△5,397
固定資産	577,464
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	577,462
関係会社株式	451,144
関係会社長期貸付金	126,300
その他	17
繰延資産	65
社債発行費	65
合計	777,383

科目	金額
負債の部	320,707
流動負債	193,977
短期借入金	21,200
関係会社短期借入金	146,566
コマーシャル・ペーパー	24,000
未払金	848
未払費用	885
賞与引当金	135
未払法人税等	191
その他	149
固定負債	126,729
社債	24,000
長期借入金	102,300
関係会社事業損失引当金	429
純資産の部	456,675
株主資本	455,429
資本金	50,102
資本剰余金	397,871
資本準備金	18,450
その他資本剰余金	379,421
利益剰余金	7,664
その他利益剰余金	7,664
繰越利益剰余金	7,664
自己株式	△209
新株予約権	1,246
合計	777,383

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	11,041	
経営指導料	4,020	
役務収益	1,029	16,091
販売費及び一般管理費		5,588
営業利益		10,502
営業外収益		
受取利息	2,760	
その他	6	2,766
営業外費用		
支払利息	2,452	
その他	224	2,677
経常利益		10,592
特別利益		
新株予約権戻入益	59	59
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	5,397	
関係会社株式評価損	1,773	
関係会社事業損失引当金繰入額	237	7,407
税引前当期純利益		3,244
法人税、住民税及び事業税	219	
法人税等調整額	△77	141
当期純利益		3,102

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

トピ
ックス

株主
メモ
株式
に関する
お知らせ

株主資本等変動計算書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,047	18,395	379,422	397,817	7,323	7,323
当期変動額						
新株の発行	55	55		55		
剰余金の配当					△2,761	△2,761
当期純利益					3,102	3,102
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	55	55	△0	54	340	340
当期末残高	50,102	18,450	379,421	397,871	7,664	7,664

(単位：百万円)

科目	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△167	455,020	1,083	456,103
当期変動額				
新株の発行		110		110
剰余金の配当		△2,761		△2,761
当期純利益		3,102		3,102
自己株式の取得	△47	△47		△47
自己株式の処分	5	4		4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			163	163
当期変動額合計	△41	408	163	572
当期末残高	△209	455,429	1,246	456,675

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



独立監査人の監査報告書

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

平成24年5月8日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

ト
ピ
ッ
ク
ス

株
主
メ
モ、
株
主
に
関
する
お
知
ら
せ

監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

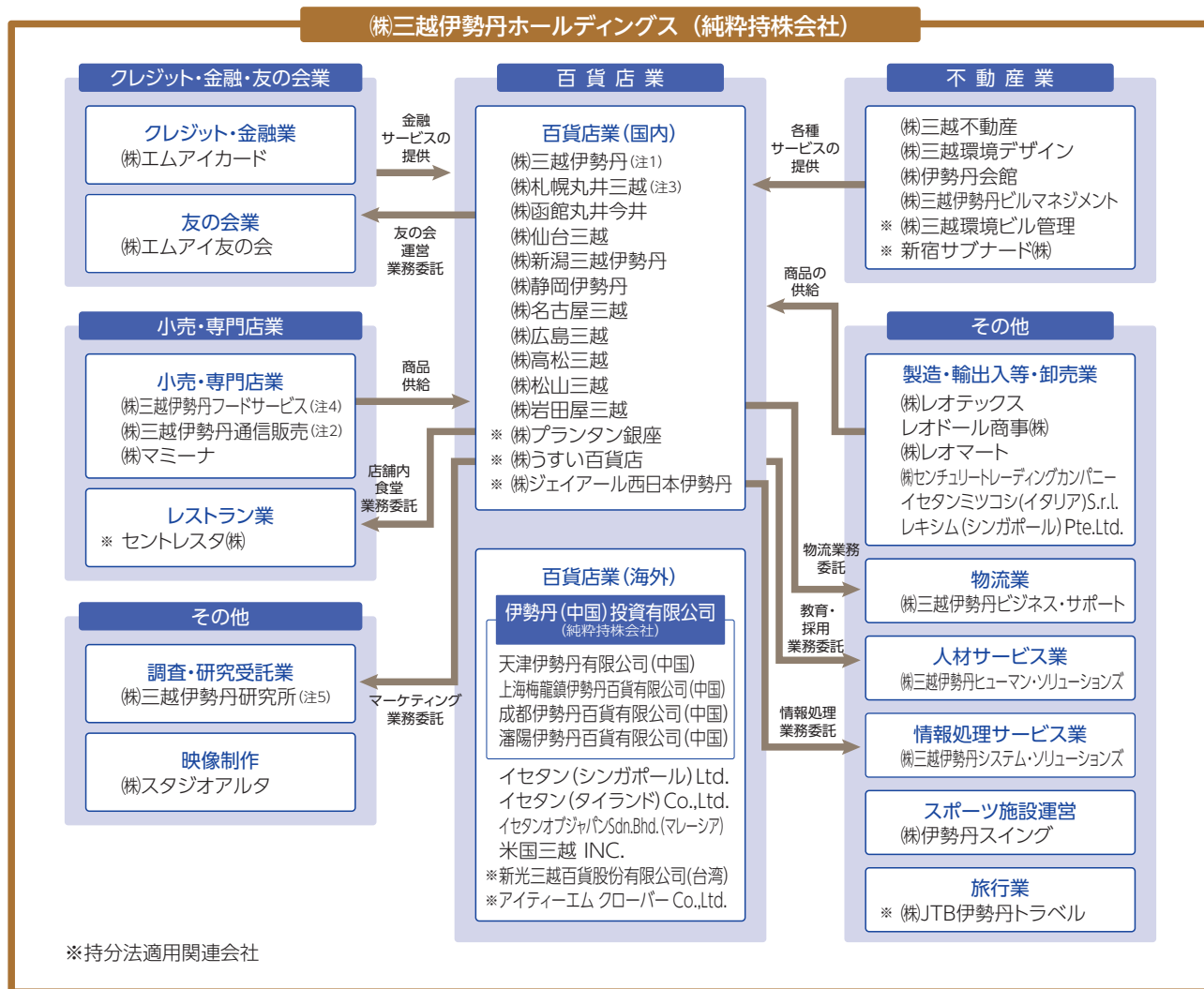
(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月8日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
	常勤監査役	二 瓶 郁 夫 ㊟
	常勤監査役	小 島 浩 介 ㊟
	社外監査役	北 山 禎 介 ㊟
	社外監査役	飯 島 澄 雄 ㊟

事業系統図 <ご参考> (平成24年3月31日現在)



- (注1) (株)三越と(株)伊勢丹は平成23年4月1日付で合併し(株)三越伊勢丹となっております。
- (注2) (株)三越の通信販売事業は、平成23年4月1日付で分社化し(株)三越伊勢丹通信販売となっております。
- (注3) (株)札幌丸井今井と(株)札幌三越は平成23年4月1日付で合併し(株)札幌丸井三越となっております。
- (注4) (株)二幸と(株)クイーンズ伊勢丹は、平成23年4月1日付で合併し(株)三越伊勢丹フードサービスとなっております。
- (注5) (株)伊勢丹研究所は平成23年4月1日付で(株)三越伊勢丹研究所に商号を改めております。
- (注) (株)浜屋百貨店は平成24年3月30日付で持分法適用関連会社より除外しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

トピックス

株主メモ、株式に
関するお知らせ

■ 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第4期の期末配当金につきましては、株主の皆様への安定的な配当の維持ならびに主要店舗等への設備投資と有利子負債削減等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円
総額 3,945,306,280円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月26日



第2号議案 取締役9名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、取締役 石塚邦雄、大西洋、高田信哉、太田垣立郎、赤松憲、瀬良知也、畔柳信雄、宮村眞平、池田守男の9氏は、任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

1 いしづかくにお 石塚邦雄 (昭和24年9月11日生)



所有する当社の株式数
33,749株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和47年 5月 (株)三越入社	平成20年 6月 (株)伊勢丹取締役
平成15年 2月 同執行役員業務部長	平成23年 4月 (株)三越伊勢丹取締役会長執行役員
平成16年 3月 同上席執行役員経営企画部長	平成24年 2月 当社代表取締役会長執行役員(現任)
平成17年 3月 同常務執行役員営業企画本部長	平成24年 4月 (株)三越伊勢丹代表取締役会長執行役員(現任)
平成17年 5月 同代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長	
平成18年 2月 同代表取締役社長執行役員	(重要な兼職の状況)
平成20年 4月 当社代表取締役社長執行役員	(株)三越伊勢丹代表取締役会長執行役員

2 おおにしひろし 大西洋 (昭和30年6月13日生)



所有する当社の株式数
24,683株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年 4月 (株)伊勢丹入社	平成22年 1月 同代表取締役社長執行役員兼営業本部長
平成17年 6月 同執行役員経営企画部総合企画担当長	平成22年 3月 (株)三越取締役
平成18年 2月 同執行役員営業本部立川店長兼立川店営業統括部長	平成22年 6月 当社取締役
平成20年 3月 同常務執行役員(株)三越常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長	平成23年 4月 (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員兼営業本部長
平成21年 4月 同取締役常務執行役員百貨店事業本部MD統括部長兼MD企画部長	平成24年 2月 当社代表取締役社長執行役員(現任)
平成21年 6月 (株)伊勢丹代表取締役社長執行役員	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任)
	(重要な兼職の状況)
	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会参考書類

トピックス

株主メモ、株式らせ

3

おおたがき たつ お
太田垣 立 郎

(昭和25年7月30日生)



所有する当社の株式数
11,690株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和48年 5月 (株)三越入社	平成22年 4月 (株)福岡三越代表取締役社長
平成14年 2月 同執行役員営業本部営業企画部長	平成22年 6月 (株)岩田屋代表取締役社長執行役員
平成16年 3月 同上席執行役員マーケティング推進部顧客戦略担当	平成22年10月 (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員
平成17年 3月 同上席執行役員仙台店長	平成23年 4月 当社専務執行役員
平成19年 2月 同常務執行役員百貨店事業本部副本部長兼商品本部長	平成23年 6月 同取締役専務執行役員 (現任)
平成19年 5月 同取締役常務執行役員百貨店事業本部副本部長兼商品本部長	平成24年 4月 (株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員兼営業本部長 (現任)
平成20年 3月 同取締役専務執行役員百貨店事業本部副本部長	
平成21年 4月 同取締役専務執行役員百貨店事業本部長	
平成22年 3月 同専務執行役員	

(重要な兼職の状況)

(株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員兼営業本部長

4

あか まつ けん
赤松 憲

(昭和27年9月5日生)



所有する当社の株式数
15,894株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 6月 (株)三越入社
平成18年 2月 同執行役員業務部長
平成19年 2月 同執行役員グループ業務部長
平成19年 5月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
平成20年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 (現任) (株)三越取締役
平成21年 4月 (株)伊勢丹取締役



5 すぎ え とし ひこ
杉江俊彦 (昭和36年 2月15日生)

新任候補者



所有する当社の株式数
14,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和58年 4月 (株)伊勢丹入社
- 平成21年 4月 同執行役員営業本部MD統括部食品統括部長兼食品営業部長
- 平成23年 4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部MD統括部食品統括部長
- 平成24年 4月 当社常務執行役員経営戦略本部付 (現任)

6 しら い とし のり
白井俊徳 (昭和34年 1月28日生)

新任候補者



所有する当社の株式数
15,225株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 昭和57年 4月 (株)伊勢丹入社
- 平成20年 3月 同執行役員(株)三越伊勢丹ホールディングス準備室付
- 平成20年 4月 当社執行役員経営戦略本部企画推進部長
- 平成23年 4月 同執行役員経営戦略本部経営企画部長 (現任)

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

トピ
ックス

株主
メモ
株式
に
関
する
お
知
ら
せ

7 くろ やなぎ のぶ お
畔柳 信雄 (昭和16年12月18日生)



所有する当社の株式数
7,159株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和40年 4月 (株)三菱銀行入行	平成21年12月 (株)三菱総合研究所取締役 (現任)
平成 4年 6月 同取締役	平成22年 4月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
平成 8年 4月 (株)東京三菱銀行取締役	平成22年 5月 (株)池田泉州銀行取締役 (現任)
平成 8年 6月 同常務取締役	平成23年 6月 東京海上日動火災保険(株)取締役 (現任)
平成13年 6月 同常務執行役員	平成24年 4月 (株)三菱東京UFJ銀行相談役 (現任)
平成14年 6月 同副頭取	
平成15年 6月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ取締役	
平成16年 6月 同取締役社長 (株)東京三菱銀行頭取	(重要な兼職の状況) (株)三菱東京UFJ銀行相談役 本田技研工業(株)取締役 (株)池田泉州ホールディングス取締役 (株)池田泉州銀行取締役 (株)三菱総合研究所取締役 東京海上日動火災保険(株)取締役 三菱重工業(株)監査役
平成17年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役社長	
平成18年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行頭取	
平成20年 4月 同取締役会長 当社取締役 (現任)	
平成21年 6月 本田技研工業(株)取締役 (現任) 三菱重工業(株)監査役 (現任)	
平成21年10月 (株)池田泉州ホールディングス取締役 (現任)	

8 みや むら しん べい
宮村 眞平 (昭和 9年 8月 3日生)



所有する当社の株式数
7,172株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和33年 4月 三井金属鉱業(株)入社	平成15年 6月 三井金属鉱業(株)代表取締役 会長兼CEO (最高経営責任者)
昭和62年 6月 同取締役	平成19年 6月 同取締役相談役
平成 元年 6月 同常務取締役	平成20年 4月 当社取締役 (現任)
平成 3年 6月 同代表取締役専務取締役	平成22年 1月 三井金属鉱業(株)代表取締役 会長兼CEO (最高経営責任者)
平成 4年 4月 同代表取締役副社長	平成23年 6月 同相談役 (現任)
平成 5年 6月 同代表取締役社長 パウダーテック(株)取締役会長 (現任)	(重要な兼職の状況) 三井金属鉱業(株)相談役 パウダーテック(株)取締役会長
平成13年 4月 三井金属鉱業(株)代表取締役 社長兼最高業務執行責任者	
平成14年 6月 パンパシフィック・カップ パー(株)取締役	



9

池田守男

(昭和11年12月25日生)



所有する当社の株式数
7,172株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和36年 4月 (株)資生堂入社	平成20年 4月 当社取締役 (現任)
平成 2年 6月 同取締役	平成20年 6月 旭化成(株)取締役 (現任)
平成 7年 6月 同常務取締役	平成21年 4月 学校法人資生堂学園理事長 (現任)
平成 9年 6月 同代表専務取締役	平成22年 6月 (株)ワコールホールディングス取締役 (現任)
平成12年 6月 同代表取締役副社長	
平成13年 6月 同代表取締役執行役員社長	
平成17年 6月 同取締役会長	
(株)小松製作所取締役	(重要な兼職の状況)
学校法人東洋英和女学院理事長 (現任)	(株)資生堂相談役
平成18年 6月 (株)資生堂相談役 (現任)	東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役
東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役 (現任)	旭化成(株)取締役
平成19年 4月 学校法人東洋英和女学院院長 (現任)	(株)ワコールホールディングス取締役
	学校法人東洋英和女学院理事長・院長
	学校法人資生堂学園理事長

- (注記) 1. 杉江俊彦、白井俊徳の2氏は新任候補者であります。
2. 畔柳信雄、宮村眞平、池田守男の3氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 取締役候補者の所有する当社の株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
4. 畔柳信雄氏は当社グループの主要取引先金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行相談役であります。また、その他の候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
5. 畔柳信雄氏は、長年にわたり金融機関の経営に携わっておりますが、その経験で培われた見識と視点を、当社の経営活動の監督に取り入れる観点から、社外取締役の候補者としております。
なお、畔柳信雄氏が社外取締役を兼務している株式会社池田泉州銀行において、パート職員による顧客預金の着服事件が平成21年11月に、また、職員による顧客の当座貸越極度枠を悪用した不正出金事件が平成23年3月に、それぞれ発覚いたしました。同氏は、事前には当該事実について認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、法令遵守に関する様々な提言を行っており、当該事件の発覚後においても、チェック態勢強化等の再発防止策および職員教育の充実等について積極的に助言を行っております。
6. 宮村眞平、池田守男の2氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、また独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、社外取締役の候補者としております。
7. 畔柳信雄、宮村眞平、池田守男の3氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は3氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。
8. 畔柳信雄、宮村眞平、池田守男の3氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、各氏とも本定時株主総会終結の時をもって4年2ヶ月であります。
9. 当社は宮村眞平氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ、株式
に関するお知らせ

第3号議案 監査役3名選任の件

今回の定時株主総会の終結の時をもって、監査役 二瓶郁夫、北山禎介、飯島澄雄の3氏は、任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任を願いたく、次の候補者を推薦いたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

1 たか だ しん や 高田 信哉 (昭和27年1月8日生)

新任候補者



所有する当社の株式数
34,627株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和50年4月 (株)伊勢丹入社	平成20年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長
平成14年6月 同執行役員経営企画部総合企画担当	平成22年1月 同代表取締役専務執行役員経営戦略本部長
平成17年6月 同常務執行役員経営企画部長兼経理部担当	平成22年3月 (株)伊勢丹取締役専務執行役員総合企画部担当
平成19年4月 同専務執行役員経営企画部長兼経理部担当	平成24年4月 当社取締役専務執行役員経営戦略本部長 (現任)
平成19年6月 同取締役専務執行役員経営企画部長兼経理部担当	
平成20年3月 同取締役専務執行役員総合企画部担当・経理部担当・関連事業部担当	

2 きた やま てい すけ 北山 禎介 (昭和21年10月26日生)



所有する当社の株式数
340株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和44年4月 (株)三井銀行入行	平成18年5月 (株)三越取締役
平成9年6月 (株)さくら銀行取締役	平成18年10月 富士フィルムホールディングス(株)取締役 (現任)
平成13年4月 (株)三井住友銀行常務取締役兼常務執行役員	平成20年4月 当社監査役 (現任)
平成15年6月 同専務取締役兼専務執行役員	(重要な兼職の状況)
平成16年6月 (株)三井住友フィナンシャルグループ取締役副社長	(株)三井住友銀行取締役会長 富士フィルムホールディングス(株)取締役
平成17年6月 同取締役社長 (株)三井住友銀行取締役会長 (現任)	



3

いい じま すみ お
飯島 澄雄

(昭和16年 5月 6日生)

所有する当社の株式数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和41年 4月 第二東京弁護士会登録アン
ダーソン・毛利・ラビノウィッ
ツ法律事務所入所

昭和52年12月 (株)TKC監査役

昭和63年 4月 司法研修所民事弁護教官

平成 3年 1月 東京虎ノ門法律事務所開設
(現任)

平成 6年 6月 北川工業(株)監査役 (現任)

平成16年 9月 中央大学法科大学院講師

平成18年 6月 (株)商船三井監査役 (現任)

平成19年 6月 (株)伊勢丹監査役

平成20年 4月 当社監査役 (現任)

(重要な兼職の状況)

東京虎ノ門法律事務所弁護士

北川工業(株)監査役

(株)商船三井監査役

- (注記) 1. 高田信哉氏は新任候補者であります。
2. 北山禎介、飯島澄雄の2氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 監査役候補者の所有する当社の株式数は、三越伊勢丹ホールディングス役員持株会における本人の持分を含めております。
4. 北山禎介氏は当社グループの主要取引先金融機関である株式会社三井住友銀行取締役会長であります。また、その他の候補者と当社との間で特別の利害関係はありません。
5. 北山禎介氏につきましては、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役の候補者としております。
6. 飯島澄雄氏は、長年にわたる弁護士活動を通じて培われた企業法務や経営実務に関する高い見識を、当社の監査やコンプライアンス体制の維持・向上に発揮していただけると判断し、社外監査役の候補者としております。
7. 当社の子会社である株式会社伊勢丹 (現株式会社三越伊勢丹) は、平成20年12月10日、公正取引委員会により、同子会社の商品が「不当景品類及び不当表示防止法」第4条第1項の不当表示に該当するものとして排除命令を受けました。北山禎介氏、飯島澄雄氏は、日頃から当社取締役会および監査役会において法令遵守の観点から様々な提言を行っていましたが、事態判明後においても当社取締役会および監査役会での審議を通じて、当社および同子会社を含む当社グループにおける再発防止策の策定と社員教育の強化に尽力いたしております。
8. 北山禎介、飯島澄雄の2氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容の概要は2氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。
9. 北山禎介、飯島澄雄の2氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役在任期間は、各氏とも本定時株主総会終結の時をもって4年2ヶ月であります。
10. 当社は飯島澄雄氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役6名(取締役9名のうち社外取締役3名は除く)に対し、取締役賞与総額5,600万円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ、株式
に関するお知らせ

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

* 「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成24年6月22日（金曜日）の午後8時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【機関投資家の皆様へ】

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）をご利用いただけます。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）



JAPAN SENSES

ジャパン センスイズ

日本のモノづくりを紹介するジャパン センスイズ

世界に誇れる日本の美意識、技、伝統を見つめ直し、新たな価値観を見出しました。

「ジャパン センスイズ」とは、三越伊勢丹が年間で取り組んでいる、日本にしかない、日本だからこそ、世界に誇れる美意識・技・伝統が宿るものを掘り起こし、店頭を通じ、お客さまとともに再発見するプロジェクトです。

世界でも高く評価されている匠の手仕事や、そうした技術をはぐくんだ産地から、今のライフスタイルに進化する「新しい価値」を各店で紹介しています。

<アレグリ リネア プラティナム>セットアップジャケット、セットアップパンツ
尾州の老舗生地メーカーと開発したウール100%としては希少性の高い清涼な加工を施した生地を使用し、着有感の軽い一枚仕立ての、オンオフ兼用のデザインセットアップジャケットとパンツです。

allegri



10Tailor & 10Meister(10テイラー&10マイスター)

世界に誇れる職人達をご紹介する特別企画「10テイラー&10マイスター」。スペシャリストを招いて特別オーダー会を本年3月に開催いたしました。

<小松直幸>オーダーバッグ
鞆工房「藤井鞆」の藤井幸弘氏に師事し、2008年<クレマチス>をオープン。鞆作りの全工程を一人で行います。英国製プライドルレザーは使うほどになじみ深くなる一生モノです。



<福田洋平>パターンオーダーシューズ
18歳で初めて履いた革靴の魅力にとりつかれ、英国の靴職業訓練学校で学び、Edward GreenやFoster&Sonでアウトワーカーとして製作に携わりました。

<船橋幸彦>オーダーメイドスーツ
イタリアの伝統技術を継承する名門サルトでの修行など、35年間研鑽を重ねた船橋幸彦氏が率いるブランド<サルトリア イpsilon>です。体に自然になじむオーダーならではの美しいシルエットをお仕立てします。

Motonari Ono



<モトナリオノ>ドレス、ボレロ

ロンドンで活躍したオノモトナリ氏が、帰国後に立ち上げたブランドです。ナイトクラブをイメージした大胆な花柄が鮮やかなワンピースに黒のボレロをあわせました。

H.at



<H.at>婦人帽子

パリコレや東コレに帽子を提案している、石田欧子氏の手がけるハンドメイドの帽子です。マニラ麻を使用した軽い素材感、形的美しさ、グログランリボンを使って折りたためる機能が人気です。

<AKIKA>ブラウス
京友禅の染色技術で、非日常のドレスアップスタイルをご提案します。



AKIKA



TASAKI

<TASAKI>ア・ファイン・
バランスピアス&リング

<TASAKI>のクリエイティブ・ディレクター、タクーン氏の創造性が生み出す“balance”シリーズです。

<Koo-fu>ダイヤモンドペンダント、
イヤリング、リング
ジュエリーの産地としてJAPANブランドの確立を目指す山梨県甲府市の「Koo-fu」プロジェクトから誕生したジュエリーです。



Koo-fu

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ、株式
に関するお知らせ

※ 57頁～ 58頁に掲載したお写真は本年3月と4月に当社グループの店舗にてご紹介した商品の一例でございます。

日本繁昌大展览会



日本を元気にするのが百貨店の役割です。この企画は、日本の輝かしい過去の広告と新しいアーティストとのコラボレーションによって、日本の文化を新しい形で紹介いたしました。また、この「日本繁昌大展览会」では被災地支援のチャリティも行いました。



◆ ウィンドウ展览会 ◆

(伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店
 / 本年3月28日(水)~4月24日(火))

ポスターコレクションとともに、「ジャパン センスズ」の商品を展開することで、日本文化と日本のものづくりの「未来」を表現しました。



◆ チャリティ広告展 ◆

(伊勢丹新宿本店 / 本年4月4日(水)~4月9日(月))

広告コレクションの第一人者である北原照久氏と、戦後の広告を牽引してきた浅葉克己氏を実行委員長に、戦後から復興期に日本を元気づけた広告、ならびに東日本大震災後の日本を元気づけ、未来に向けて希望を表現する「未来広告」を一堂に展示いたしました。入場料相当を入場者に募金していただくとともに、「未来広告」をもとにチャリティグッズを製作・販売し、売上金の利益全額を実行委員会を通じて、あしなが育英会(「あしなが東北レインボーハウス建設募金」)に寄付いたしました。



©北原コレクション



©北原コレクション

global green

グローバル・グリーン キャンペーン

自然と共存し、
エコから一歩進んで、
私たちが貢献できることを考えます。

夏のファッションキャンペーンとして、自然と人が響きあう暮らしをご提案いたします。自然界の命のいとなみの奇跡や自然の神秘の力を再発見するとともに、人も自然の恩恵を受けながら生きていることを強く表現いたしました。

(伊勢丹新宿本店・三越日本橋本店・三越銀座店
／本年5月14日(月)～5月29日(火))



<カスティージョ・デ・カナナ>
エクストラバージンオイル
土壌にこだわって育てたオリーブを使用。
ほのかに燻製の香りを感じる冷燻オリーブオイルです。



<ヘレンカミンスキー>バッグ
ラグジュアリー感のあるラフィア素材のバッグ。持ちやすいトート型で、オンオフ問わず活躍します。



<ヨーガンレール>ワンピース
さらっとした肌触りのコットンリネン素材ワンピース。大胆なボタニカル柄でハッピー気分になります。

募集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ、株式
に関するお知らせ

※ 60頁に掲載したお写真は当社グループの店舗にてご紹介している商品の一例でございます。

百貨店の強みを活かした小型店舗業態

当社グループは、お客さまのライフスタイル、行動パターンが変化する中、新たな価値を提供するべく、お客さまのニーズにあった新しいチャネルを開発することで“顧客接点の拡大”を目指しております。

■ ——化粧品のご提供を通じてお客さまに感動をお伝えしたい——

■ 「イセタン ミラー メイク&コスメティクス」第1号店がオープンいたしました。

当社グループは、お客さまのニーズに合ったチャネルの開発を目指し、新たな業態の検討を行ってまいりました。そして、去る3月6日に、強みである化粧品分野の独立店舗「イセタン ミラー メイク&コスメティクス」の第1号店を、ルミネ新宿2にオープンいたしました。

約20ブランドの中から、お客さまが自由に比較購入できるショッパ環境を実現いたしました。気兼ねなく選べるセルフ形式からちょっとしたアドバイス、百貨店レベルの充実したカウンセリングまで、お客さまのニーズに合わせた接客をお選びいただくことができ、お客さまにご好評をいただいております。今後も駅ビルや外部商業施設に20〜30店舗を展開する予定でございます。

■ 出店場所：ルミネ新宿2（東京都新宿区新宿3-38-2）／売場面積：160㎡／従業員数：約15名

ISETAN MIRROR
Make & Cosmetics



■ ——旅先に向かうお客さまのご要望にお応えする——

■ 「イセタン ハネダ ストア」がオープンいたしました。

■ 本年4月20日、羽田空港国内線第1旅客ターミナルに、紳士用品雑貨と飲食を主としたショッパ<イセタン ハネダ ストア>がオープンいたしました。

■ 日々、国内外をアクティブに飛び回るビジネスマンやバカンスを楽しむ方々に向けて、旅の“緊張感”や“癒し”を柱としたライフスタイルをご提案いたします。出張に欠かせない雑貨、くつろぎのためのウェアやスキンケアアイテム、大切な人に送りたいフーズギフトを展開するほか、カフェやバーもご用意し、旅先に向かうお客さまのご要望にお応えします。

■ 出店場所：羽田空港国内線第1旅客ターミナル2階出発ゲートラウンジ北ウイング（店舗は飛行機にご搭乗のお客さまのみがご入場いただける。第1旅客ターミナル2階出発ゲートラウンジにございます。）
／総面積：約850㎡／従業員数：約20名

ISETAN HANEDA STORE



個性的な店づくりで人気の専門館

個性的なテナントショップで構成される当社グループの専門館事業です。これからもより多くのお客さまにご利用いただけるよう品揃えの充実に努めてまいります。

アルタ館 ALTA

主にヤング向けのショップを展開しており、婦人ファッション、小物・雑貨アイテムを多く取り揃えております。

新宿アルタ館	所在地：東京都新宿区新宿 3-24-3 / 店舗面積：5,442㎡
サンシャインシティアルタ館	所在地：東京都豊島区東池袋 3-1-3 / 店舗面積：9,227㎡
新潟アルタ館	所在地：新潟県新潟市中央区万代 1-3-30 / 店舗面積：2,660㎡



アルタ館

ラシック店 RASHIK

名古屋の栄にある大型専門館で、今年で開業7周年を迎えております。ファッション、インテリア、アウトドア用品などを取り揃え、また充実したレストランでもご好評いただいております。

ラシック店 所在地：愛知県名古屋市中区栄 3-6-1 / 店舗面積：28,899㎡



ラシック店

三越恵比寿店 / 三越多摩センター店

デイリー性の高いライフスタイル店舗として三越恵比寿店、三越多摩センター店を運営しています。

三越恵比寿店	所在地：東京都渋谷区恵比寿 4-20-7 / 店舗面積：17,659㎡
三越多摩センター店	所在地：東京都多摩市落合 1-46-1 / 店舗面積：13,373㎡

「クイーンズ伊勢丹 ふじみ野店」がオープンいたします。

株式会社三越伊勢丹フードサービスが運営する「クイーンズ伊勢丹」は、デイリーな食材から嗜好品までを豊富に品揃えしております。

なお、平成24年6月に、東武東上線ふじみ野駅の近くに新規店舗をオープンする予定でございます。

所在地：埼玉県ふじみ野市うれし野 2-10-3 / 店舗面積：約1,500㎡



クイーンズ伊勢丹ふじみ野店(完成後のイメージ)・予定地

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

株主総会
参考書類

トピックス

株主メモ・株式
に関するお知らせ

三越伊勢丹の想いを詰め込んだ会員制食品宅配サービス 「三越伊勢丹エムアイデリ」

当社グループはお客さまにもっと近づくため、新しい販売チャンネルの一つとして食品宅配サービスを昨年10月より本格的にスタートいたしました。

当社グループでは、従来会員制宅配サービスを「三越くらしの御用達便」において運営しておりますが、お客さまの多様化したご要望にさらにお応えするため、当社グループの品揃えの強みや首都圏の顧客基盤、運営ノウハウを最大限集約し、新サービスをスタートいたしました。

独自の仕組みと品揃えにより、利便性の高いサービスをご提供するとともに、デイリー品を中心に独自仕入れ品を従来の約10倍に拡大し、ハレの日にもご利用いただける百貨店ならではの品揃えを充実させました。



■ ウェブサイトからの注文が簡単・便利！

簡単

注文番号を入力するだけで注文できます。



*ぜひ一度お試ください。

便利


24時間いつでも注文できます。


エムアイデリ 検索

<http://t.im-ds.co.jp>

■ お電話でのご注文は

エムアイデリ会員サポートセンター

フリーダイヤル  0120-831-227

携帯電話・PHSからのご利用は  03-4333-1855

受付時間

午前10時～午後7時

* 締切時間直前はお電話が大変混雑いたしますので、予めご了承ください。

※携帯電話・PHSからのご利用の場合、通話料はお客様のご負担となります。

中国・東南アジアにおける百貨店事業を拡大

当社グループは、成長を続ける中国・東南アジア地域において、百貨店事業の拡大を図ってまいります。同事業におきましては、当社グループの日本国内における商品調達力を最大限に活かすことで安全性・信頼性の高い商品を、独自の編集と日本式のサービスでご提供してまいります。

マレーシアでは、平成24年5月に、クアラルンプール市近郊のショッピングセンター内に、同国で4店舗目となるワンウータマ店をグランドオープンいたしました。

また、中国においては、平成24年秋には、国家プロジェクトとして開発が進む「濱海新区」内の近代サービス産業区に、天津市で2店舗目となる百貨店を開業する予定でございます。



招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

ト
ピ
ッ
ク
ス

株主
メモ、
株式
式に
関す
るお
知
らせ

■マレーシア

ワンウータマ店 平成24年5月にグランドオープンいたしました。

モデル価格帯中心で日用品のシェアを上げた商品構成です。郊外型店舗としてファミリーで楽しめる地域密着型百貨店をコンセプトとしています。

店舗面積：約9,000㎡
初年度売上目標：約17億円



ワンウータマ店

■中国

天津2号店 平成24年秋にオープンいたします。

天津市における2店舗目として、1号店との相乗効果を図ってまいります。

店舗面積：約24,500㎡
初年度売上目標：約25億円



天津2号店(完成後のイメージ)

エムアイカード トータル・ライフ・アテンダント(TLA) サービスのご紹介

ライフステージのさまざまな変化を支える トータル・ライフ・アテンダント

エムアイカードでは、ご結婚・ご出産・ご自宅購入・ご退職・ご相続など株主様のライフステージの変化に伴うニーズにお応えしたコンサルティングサービスをご提供しております。

それぞれの分野の専門知識を備えた専任アドバイザーが、百貨店のおもてなしの心でご相談を無料で承ります。



コンサルティングイメージ



無料個別相談のサービスメニュー

Menu 1

生命保険

- 子供が生まれたので保障を増やしたい
- 孫の教育資金援助のために保険を活用したい
- 医療保険の見直しをしたい



Menu 2

資産運用

- いま保有している金融商品の運用を見直したい
- できるだけリスクを抑えた運用をしたい



Menu 3

相続・遺言・葬祭

- 家族が困らないように相続時のポイントを事前に知りたい
- 遺言書の作り方がわからない
- 予め葬儀の内容を相談したい



Menu 4

不動産

- 査定価格によっては売却したい
- マンションの賃貸管理と建築の両方を相談をしたい



ご利用・ご入会案内

「株主様ご優待カード」のご利用は
 エムアイカード社のカードでのお支払いがおすすめです。



ご一緒にご利用ください

- POINT 1** お買いあげ額に応じて
 次年度のエムアイカード社のカードの
 ご優待率がアップします
ご一緒にご利用いただいた場合はエムアイカード社のカードのご優待・ポイント付与の対象とはなりません、年間お買いあげ額の加算対象となります。
- POINT 2** ご所有株による「株主様ご優待カード」のご
 利用限度額を越えたらエムアイカード社の
 カードのご優待率でお買い物いただけます
- POINT 3** エムアイカード社のカードは
 クレジット決済で分割払いやボーナス払いを
 ご利用いただけて便利です
- POINT 4** エムアイカード社のカードは
 食料品フロアでもキャッシュレスで
 お買い物いただけます

**エムアイカード社のカードをお持ちの株主様は
 ぜひお支払いにご利用ください。**

**エムアイカード社のカードをお持ちでない株主様は、
 ぜひこの機会にご入会ください。**

お問い合わせ先
 株式会社 エムアイカード 顧客サービスセンター
0570-05-2211
 営業時間：午前10時～午後6時(1月1日を除く)
 PHS・IP電話などの場合：03-5273-6511
※午前中は電話が大変混み合うため、お待たせする場合がございます。予めご了承ください。

セミナーのご案内

三越日本橋本店 新館9階「三越カルチャーサロン」で、
 エムアイカード社の専任アドバイザーによる定期的な
 セミナーを実施しております。

「エンディングノートを書くということ」講座では、特製のエンディングノートを使い、お葬式やご相続などについて、事前にどのような準備をする必要があるかを、項目に沿ってご説明いたします。



セミナー風景

ご相談専用ルームのご案内

定休日：伊勢丹、三越の休業日

- 伊勢丹新宿本店 正面玄関並び「フィナンシャルジュ プラザ」
- 三越日本橋本店 新館8階「暮らしのサロン」内
- 三越銀座店 M 5階「三越 M CARDカウンター」内
- 伊勢丹浦和店 5階「アイカードカウンター」内
- JR大阪三越伊勢丹 地下2階(JR大阪駅直結)※「エムアイカード・友の会総合カウンター」内
※生命保険のご相談のみ承っております。

ご予約・お問い合わせ先

0120-380-970

受付時間：午前10時～午後6時(1月1日を除く)

**ご相談をご希望の株主様は、
 予めご予約いただきますようお願いいたします。**

CSR(社会的責任)に関する取り組み

三越伊勢丹グループのCSR

三越伊勢丹グループでは、震災でより強まったステークホルダーの方々との絆のなかで、持続可能な社会づくりに取り組んでいます。

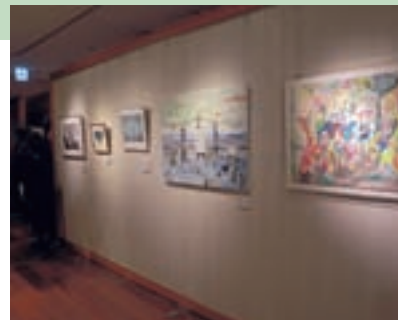
日本の明るい未来をつくるお子さまの笑顔のためにできること、また日本文化を築き上げてきた技術の継承、世界への価値の発信のためにできることなどに着目し、三越伊勢丹グループならではの社会貢献に取り組み、皆さまの「こころが動く」(感動していただける)ようなCSR活動に挑戦し続けてまいります。

東日本大震災復興支援 アート&チャリティプログラム

KISS THE HEART #1

KISS THE HEARTは、アートを通じて、復興支援を継続的に行うチャリティプログラムです。東京の新鋭アーティスト作品を、伊勢丹新宿本店、三越日本橋本店・銀座店に展示し、ホームページから応募いただいた38名のお客さまに、三越グランドクルーザーでのウィンドウ展示作品紹介バスツアーに参加いただきました。

また、被災地の子どもたちの芸術面での成長を支援する活動として、参加アーティストの作品をチャリティオークションにて販売し、その落札額を“こども芸術の家プロジェクト”に寄付いたしました。



チャリティオークション実施概要 日時:平成24年3月4日(日)18:00より / 場所:三越銀座店9階銀座テラス・銀座テラスコート / 出品作品:新鋭の若手アーティストの21作品 / 結果:21作品すべて落札 / オークション落札額:3,030千円 ※消費税を含む

こども芸術の家プロジェクト

京都造形芸術大学と東北芸術工科大学で開発する“こども芸術の家プロジェクト”は、芸術する心(想像力と創造力)を育むプログラムを今後10年間にわたり提供していく両大学の共同事業です。

このプロジェクトでは、未来に向けた物語をつくりたいという思いと、被災地の未来は被災した子どもたちにより豊かにしてほしいという想いから、震災という共有体験を持つ子どもたちが、次の時代をつくりあげる大人へと成長するための運動を展開しています。



社会貢献活動



三越石巻

三越石巻、平成24年3月8日移転再オープン ～より身近な存在として、地域の新たな発展を強く願って～

東日本大震災により営業を休止していた三越石巻（仙台三越の小型店舗）は、石巻地区の復興支援の一助として、平成23年11月15日に市役所内の「エスタ」にて臨時店舗で営業を再開いたしました。

その後、平成24年3月8日には石巻市立町に移転再オープンし、開店当日には約200人のお客さまにお並びいただき、開店時間を早めるなど、活気のある一日になりました。お客さまからは、「開店して嬉しい」、「三越なら安心だと思ってギフト用品を買いにきました、これからも来ます」など応援のお声をいただきました。三越石巻では、お客さま一人ひとりと向き合ってご要望にお応えすることで、お客さまの未来が明るく元気になり、一日でも早く復興できるようスタッフ全員が、お客さまの声を生かした品揃えをして、ご満足いただけるよう取り組んでまいります。

仙台三越、3月1日メモリアルデー～被災地に向き合って～ 仙台三越従業員有志によるボランティア活動

仙台三越では、3月1日を「震災を忘れない日」として店舗休業日とし、従業員有志によるボランティア活動を実施しました。三越石巻がオープンする立町商店街を中心に、商店街の清掃、石巻市の花「ツツジ」のプランターの設置を行いました。商店街の方からは、「花が咲くのを楽しみにしています」とのお声もいただきました。



継続した募金活動の実施 これまでにお寄せいただきました募金金額は、57,841,623円となりました。引き続き募金活動を行ってまいりますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

地球環境保全

「Kiss the Earth」が目指しているのは、地球が美しい絆で結ばれること。

大切な人・家族との絆、様々な生き物たちとの絆、地球との絆、そんな素敵な絆の環を皆さまと一緒に育てていきたいと考えています。グループの環境保全の想いを「Kiss the Earth～人に地球に優しいキス、を。」というスローガンとともに紹介しています。



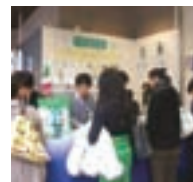
チャリティキャンペーン

「メリーグリーンクリスマス」

クリスマス恒例のチャリティキャンペーンで14,648,800円がグリーンサンタ基金を通して、被災地の子どもたちへの机や椅子などの国産木材製品の寄贈に役立てられます。

「WWF(世界自然保護基金) ジャパン」

平成23年3月に開催され、集まった7,333,700円は、森林保全と、被災地の復興支援に役立てられました。



メリーグリーンクリスマス

招集
通知

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

株主
総会
参考
書類

トピックス

株主
メモ、
株式
方式に
関する
お知らせ

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL http://www.imhds.co.jp (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

- (ご注意) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である平成21年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関(みずほ信託銀行)にお問い合わせください。
4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同連絡先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324 (通話料無料)

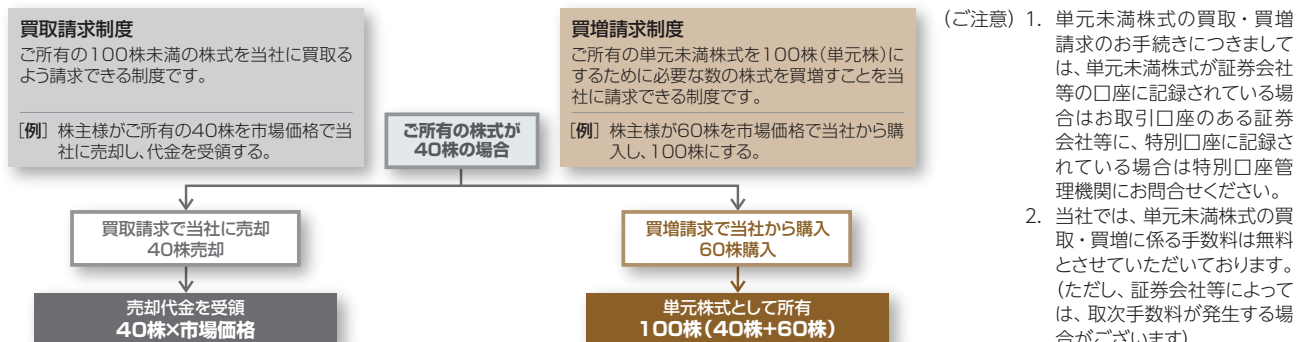


1. 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。1株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取る制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

単元未満株式の買取・買増制度の概要

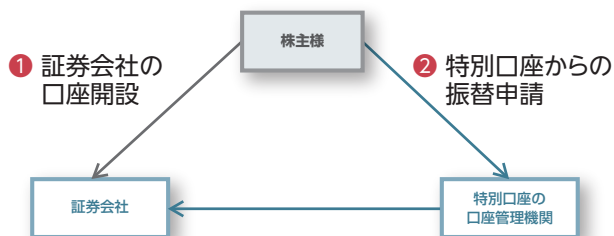


2. 特別口座をご利用の株主様へのご案内

特別口座とは、株券電子化移行時に株券を証券保管振替機構(ほふり)に預託しなかった株主様のために、当社が信託銀行に開設した口座です。

特別口座に記録されている株式は、そのままでは売却ができません。株式に係るお手続きを容易にするためにも、証券会社に口座を開設し、特別口座からの振替を行ってください。

特別口座から証券会社の口座への振替のお手続き(①②③がお手続きの順番となります)



③ 株主様指定の口座へ株式を振替

- (ご注意) 1. ②のお手続きにつきましては、69ページ記載の特別口座の口座管理機関にお問合せください。(旧)岩田屋の株主様については、みずほ信託銀行、それ以外の株主様については、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関となっています。 2. すでに証券会社等に口座をお持ちの場合、①のお手続きは必要ございません。

株主総会会場のご案内

株主総会会場は、下記案内図をご参照ください。



- **会場 東京都港区芝公園四丁目8番1号**
ザ・プリンス パークタワー東京 TEL 03-5400-1111
地下2階 ボールルーム

※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。

※会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

【駅からのアクセス】

- J R線・東京モノレール浜松町駅から徒歩約12分
- 都営地下鉄大江戸線赤羽橋駅（赤羽橋口）から徒歩約5分
- 都営地下鉄三田線芝公園駅（A4）から徒歩約5分
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6）から徒歩約9分

淡水色 usumizuiro

水色のうすい色をいう。古い貴族時代は濃い色ほど高位な色とされ、権力と経済力の象徴となっていたが、鎌倉時代以後に色彩が庶民に解放されてからは、このようなうすい色彩も含め様々な調子の色が見られるようになった。

